

特 240

406

輯五十六第料資化教

論 體 國

士 博 學 法
述 講 澄 水 清

合 聯 體 團 化 教

始



特240
406

例言

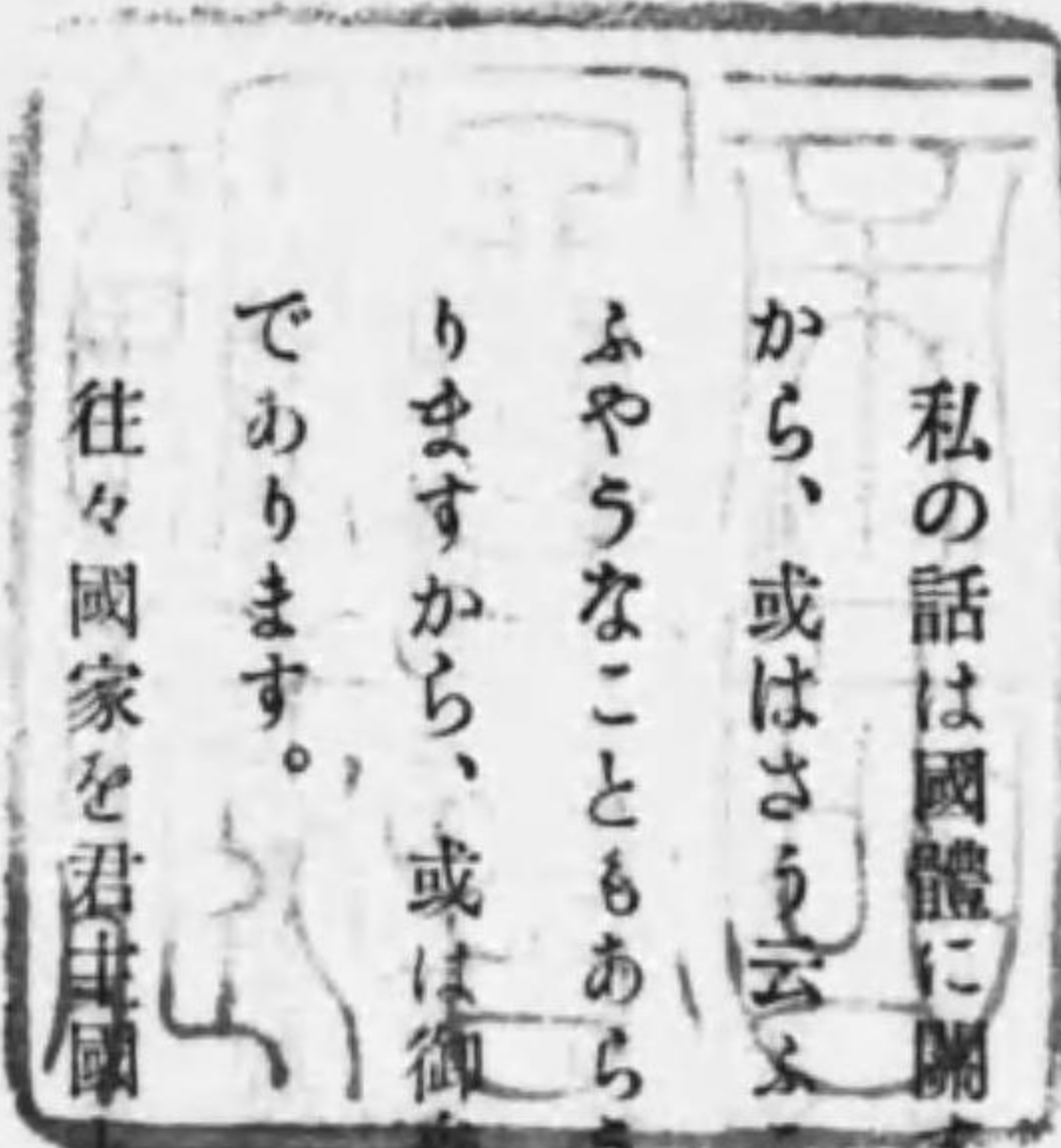
本編は大正十五年十一月内務省社會局に開催の本會主催第一回社會教化講習會に於ける法學博士清水澄氏の講演の速記を印刷に附したるものである。

國體論

法學博士 清水 澄 講述

私の話は國體に關すること、國民として當然知つて居るべき筈の事柄でありますから、或はさう云ふことは疾くに知つて居るのである、聽かなくても分つて居ると云ふやうなこともあらうと考へるのであります、御話をするやうにと云ふことであらうから、或は御参考になるだらうかと考へる事柄を少し御話して見たいと思ふのであります。

往々國家を君主國と民主國とに區別し、さうして之を國體の區別と考へまして、君主國體、民主國體と云ふやうな言葉を使ふ人があるのであります。或は其文字だけに捉はれますると、誤解を生ずるのでありますから此點を念の爲めに先づ申上げたいと思ふのであります。君主國と言へば君主を戴いて居る國即ち共和國でない國、民主國



と云へば共和國、斯う云ふ風に其意味を取りますと、非常な誤解が其所に生ずるのであります。君主と言ひましても其地位上色々でありまして、一樣に考ふる事が出来ません。西暦一、七八九年の佛蘭西の大革命の直後、即ち一、七九一年にルイ十六世が憲法を作られたのでありますが、一年餘り経ちまして、共和國になつたのであります。それから數年経ちまして後のナポレオン一世なる、ボナパルト・ナポレオンが勢力を得まして、一、八〇四年に至りまして皇帝となる事の可否につき國民に一般投票をさせることになつたのであります。其國民の一般投票の對象は何であるかと云ふと、ボナパルト・ナポレオンを皇帝にするかしないかと云ふ問題であつたのであります。其中に反對の投票もあつたのであります。賛成投票の方が非常に多數であつたが爲に皇帝になりました、そうしてナポレオン一世と稱したのであります。さう云ふ譯で國民の一般投票に依つて皇帝に上つたのでありますから、今度は國民のナポレオン第一世に對する歸服心が無くなればナポレオン一世は帝位を失はざるを得ぬ次第

でありまして、それが一、八一四に於て帝位を退かなければならぬ事になつた次第であります。其後一、八四八年に佛蘭西の第三革命が起りまして、オルレアン王朝が亡びて、(第二革命は一、八三〇年、之でブルボン王朝が没落したのである)又共和政治になつたのであります、暫く経ちまして、ナポレオン一世の甥のルイ・ナポレオンが大統領に選ばれたのであります。所が二、三年経ちまして、一、八五二年にまた自分を皇帝にするかしないかと云ふ事の投票を國民一般にさせることになつたのであります。此時にも矢張り反對投票もあつたのであります。多數は矢張り皇帝にする方が宜いと云ふことの賛成投票であつたものでありますから、皇帝になりました、そうしてナポレオン三世と稱した次第であります。斯う云ふ譯でありまして、皇帝と雖も國民の意志に依つて來るものであります。實質から言へば共和國の大統領と同じ様なものであります。尙ほ私は更に見易い他の例を引用したいと思ひます。夫は白耳義の王室であります、今の白耳義の成立ちは、一、八三〇年に和蘭に對し獨立戰爭を起し

た結果でありまして、其新國家の組織を定めるに當りまして、王政にするか、共和政治にするか、と云ふ議論が闘はされたのであります。所が共和説は少數で、多數の説は君主を戴く方が宜しい、詰り王國にする方が宜しいと云ふ意見であつたが爲に、王國にすることになつた次第であります。そこで獨逸のザクゼン、マーブルヒゴーターの王族を迎へ、國王にすることにした譯でありまして、其王統が今の白耳義の王室であります。それ故に白耳義の憲法を見ますと、其國家と王室との關係が明瞭に分るのであります。憲法中に白耳義の國家の権力は國民全体の手に存すと明記してあり、國權は白耳義の國民全体の手にある事を先づ明にし、夫から國王は憲法に依つて與へた職務の外は一切何事も行ふ事は出来ないと規定し、そうして白耳義の國王は其憲法を遵奉することを宣誓せなければ白耳義の國王になることは出来ないとしてあるのであります。要するに憲法が國王を造りまして、國王に仕事を授ける、而して憲法は誰が作つたかと云ふと、白耳義にては憲法を作る権力は國權の掌握者たる國民が有つて

居るのであるから、國民の代表者が集つて憲法を制定したのであります。

抑も國家は今日世界に數十ヶ國あるのであります。其共通要素と致しましては、土地がなければならぬ、夫は領土である、人民がなければならぬ、夫は國民である、もう一つは権力がなければならぬと云ふことになるのであります。所謂是は主權又は統治權である。此三つが揃はなければ國家が成立たない、是はもう皆認めて居る事であつて、若し國家に権力がなければ、無政府状態に陥ることになるのであります。から、國民は其生活を全うする事は出来ない、又國家も共に存在を保つ事が出来ない故に、どうしても國家に此権力がなくてはならない、一面其権力に依つて法を作り、法に依つて人民が行動するから國內一般の秩序が保てる、國家の統一も出来る、而して白耳義の憲法に於ては其國家の権力は國民の手に存すと規定してあつて、それを亞米利加合衆國のやうな共和政治の國と較べて見ますと、殆ど其性質は變りはない、即ち亞米利加合衆國の國家の権力は矢張り國民の手に存するのであります。依つて

其國を治めるのに人民が選舉して大統領を置く、其大統領と白耳義の國王を較べて見ますと、國王の方は世襲である、大統領の方は四年の任期が終る毎に選舉せらるゝ點が違ふのみでありまして、地位に於ては異なる事がないのであります。そこで歐羅巴の或る學者は之を説明して、白耳義の國王は世襲の大統領であると云つて居るのであります。極めて簡単な説明であります、要領を得て居る譯であります、それで白耳義の國王の地位が明瞭に分るのであります。更に別の例を舉げて見るに我國と支那國とは何千年前から交通のある隣國であります。而して其國體は大に違ふのである、即ち支那に於ては私が管々しく申上げませぬでも、初め堯、舜の時代に於ては世襲ではなかつた、即堯が舜に譲る、舜が禹に譲ると云ふ譯でありまして、有徳者に位を譲る、禪讓主義であつたのであります。そこで禹も矢張り其主義に依つて益と云ふ賢者に其位を譲らうとしたのであります。所が人民の方では益に諷歌せずして禹の子の啓に諷歌した爲めに、啓が君主になる事になつた、それが例になつて世襲になつた、(夫が

夏の朝であります)併しながら其子孫の桀王に至りますと、不徳なるが爲め人民が桀に叛いて湯王を君主と仰ぐことにした、(夫が殷の朝であります)湯王の末の紂王の時に至り之を亡して周の武王が君主になつた、其ことを孟子が説明して居る、或る人が孟子に臣下たる武王が君たる紂王を弑すと云ふことは一体不都合ぢやないかと聞いた、其質問に對して孟子は紂は徳を失つて居る、徳を失つて居れば君主ではない、だから君を弑したことにならないと説明して居るのであります。是が支那の君主に對する考へ方でありまして、君主は有徳の人でなければならぬ、徳を失へば君主で無い、徳の有る人が君主になるべきものだと言ふことは堯、舜の時代からやつと續いて來て居る思想であります。でありますから秦の始皇帝が天下を取りまして、自分を一世にして二世、三世、夫から百世も千世も自分の子孫が國を治むべきものだと言つたが、それが三代で亡びて仕舞つた、秦の始皇帝がさう言ひましても、其徳を失つて仕舞へば支那に於ては君主たるの資格が無い譯ですから、漢の高祖のやうな民間の極く身分

の低い人でも皇帝になることが出来る譯である、所謂王侯將相何ぞ種有らむと云ふやうな譯であります。先程佛蘭西に付て述べたと同じやうな譯であります。佛蘭西にては一、七八九年に大革命が生じまして、ルイ十六世は一、八九二年に不幸にして害に遭ひ、さうして共和政治になつた、一、八〇四年に國民の投票に依りナポレオン一世の帝政時代が出来た、ナポレオン一世が没落してからブルボン王朝が復興しまして、又王政となつた、一、八三〇年にブルボン王朝が亡びまして、オルレアン王朝が出来た、其オルレアン朝が一、八四八年に亡びまして又共和政治になつた、一、八五二年にナポレオン三世が人民の投票に依つて皇帝となり、帝政が出来た、然るにナポレオン三世が一、八七〇年に獨逸と戦争して負け、それで人民の信望が無くなり、位を退いて又共和政治になつた、斯う云ふ譯でありまして、支那に於て王朝が幾十回も變つて居りますが、結局お終ひに清朝が亡びて共和政治になつたと云ふ譯で、少しも佛國と異つたことはないであります。即直接に人民の選舉した人が國の元首になると

云ふことゝ、人民に信望の有る人が其希望に應じて君主になると云ふことゝは同じ思想でありまして、結局人民の意嚮に依つて國の元首が立てらるべきものであると云ふことが根本の思想になつて居るのである、支那に於ては有徳者が多數人民の意嚮に依つて君主になると云ふことに爲つて居ると思ひますが、實際は必ずしも有徳者のみが支那の君主になつて居る譯ではない、禪讓を強制した例も少くない、又人民が君主に奉戴することを強制した例も少くないが、要するに君主は人民に民望があれば君主になつて居ることが出来るが、民望がなくなれば退位せざるを得ぬと云ふ次第でありまして、國民の意嚮に依り其の國の元首が定まることは佛蘭西と同じである、又白耳義に於ても同様である、其他一般の共和政治の國に於ても同様である、斯う云ふ次第でありますから、單に國の元首の外形のみを見て世襲の君主を戴いて居る國と、選舉の大統領を元首とする共和政治の國とを區別し、一方を君主國と名づけ、他の一方を民主國と名づけ而して其區別を國體上の區別なりと考へては大なる誤解であると考

へるのであります。今例示しました様に白耳義の如き王國でも、共和國と全然性質を同じうする國があるのであります。故に單に表面の形のみを見て國體の區別をすることは出来ないであります。従て同じ形の世襲の君主を奉戴して居ても、我が國の國體と白耳義及清朝以前の支那國の國體とは全然異なるのであります。嘗て支那、白耳義のみならず我日本國のやうな國體は世界何所にも無い譯でありますから、我が國の國體は非常に尊いことになる次第であります。くどい様でありますが支那の歴史と、日本の歴史とを比較して見れば、直ちに國體の異なることが分るのでありますから、尙一言附述して見たいと思ひます。

我日本に於ても考へ違ひをした不忠の人がありまして、畏多くも天皇を廢した叛臣があるのである、例へば北條義時が承久の役の後に於て、仲恭天皇を廢し、また北條高時は元弘に後醍醐天皇を廢し奉つたのであります。併し乍ら義時にしても、高時にしても自ら君主となる事なくして、皇統に屬せらるゝ處の皇位繼承の資格ある方を天皇

に奉戴して居るのであります。之は説明を爲す迄も無く支那の歴史と大いに異なる點であります。足利尊氏でも同様に矢張り皇統の御方を立て、天皇に奉戴して居るのであります。北條にしても、足利にしても皇統に屬する方を天皇に戴くと云ふ事は、日本の國體上さうしなければならぬとの國民的信念に基くものである、唯現在の天皇が御心得違ひをせられたから其御方を御廢めにせなければならぬとのみ考へたのである、之は條件的帝位説に誤られたるもので、無論許すべからざる罪惡であります。御廢めにしても其次の天皇に皇統の方を御迎へ申したと云ふ事は間違つて居らなかつた譯であるのであります。尙能く其點を深く考へて見ると北條義時なり、北條高時なり、足利尊氏なりは支那に於ける如く、自分が天子になる事の出来るのにならなかつたと云ふのではなくして、日本の國體上臣下のもが帝位に即くことは絶対に出来ないから、どうしても皇統に屬する方を天皇に仰がなければならぬ次第であつたのであります。故に萬世一系の皇統に屬する方を天皇に御立て申す事は、我日本の國體上動か

すべからざる事であります、而して其國體上大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治せらるゝ事は、今日まで固より毫末も搖がない次第でありまして、斯う云ふ國は外に例の無いことである、往々考へ違ひを致す人がありまして、君主の系統が御長いと云ふことは別段萬國に對し誇るべきことではないと云ふ事を言ふ人がありまして、數年前にも夫で問題になつたことがあるのであります、之れは日本の國體を辨へない爲めであります、神武天皇以前は暫く措き其以後にしても人皇百二十餘代、年數は二千五百八十餘年續きて今日に至るのであります、右の考へ違ひをした論者は唯偶然長く續いたに過ぎないので夫が一系の皇統であつても別段誇るに足らぬと考へたのだらうと思ふ、即ち其論者は其續く所以を深く考へなかつた結果だと思ふのであります。我日本に於ては皇統は萬世一系で、其皇室は天壤と共に無窮で將來何千年、何萬年の後に至る迄も、我日本の皇室は其國家と離るべからざる關係であるのであります、其事が我國の國體であります。其結果今日に至る迄紀元二千五百八十餘年、人皇百二

十餘代皇統連綿として續いた次第であります。單に其事實だけを捉へるのでない、其事實の生じたる根本を見極める必要があるのである、帝國憲法第一條にも、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定しまして、我國體を示して居るのであります。或は國體と憲法との關係については考へ違ひを起す人もなからうと思ひますが、念の爲めに憲法との關係に付て一言申上げて置きたいと思ふのであります。抑も右第一條の「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と云ふことは憲法に依つて初めて定められた事ではないのであります、我國體上建國以來定まつて居る事であります。日本の國體は斯うだと云ふ事を憲法の初めに於て明かに示したに過ぎないのであります、此所に新規にさう云ふ事を定められたものでない、従て憲法に依つて夫が更に確定されたとか、更に認定されたと云ふ次第では全然ないのであります。夫故に我日本國の國體は帝國憲法の制定に依つて何等影響を受けて居らぬのであります。却つて憲法は國體の結果でありまして、國體の結果帝國憲法が出来たのである、日本の帝國憲

法は御承知の通り欽定憲法で、是は何人も知つて居ることではありますが、何故に日本の憲法が欽定憲法であつたのであるか、偶然に欽定憲法が出来たと云ふ次第ではないのである、我日本に於て憲法を制定するならば欽定憲法たらざるべからざる關係があつて、憲法が欽定されたのでありまして、偶然の結果では決してないのであります。外の國に於ては新に憲法を制定するに當り、多くは議會の議決を経て出来て居る、本來は憲法に依つて議會の組織が定まるのでありますから、其憲法を制定するときはまた正式の憲法上の議會が無い、其所で民選議會を假りに設けまして、其議會に憲法の成案を付し、それが可決になつて憲法を發布して居ると云ふ例でありまして、我日本のやうに純然たる欽定憲法は外に例がないのであります。外國にてはそうしなければ治まりが付かない關係があつて、憲法を制定するときには假りに議會を組織しまして、之に付議して居ると云ふ次第であつたのであります。我日本の憲法はさう云ふ手續を経る必要はないのである、即ち日本の國體では天皇が統治者で在らせられ、如何なる

方法で國の統治を爲さるゝかと云ふ事は大皇が御定めになすべき事柄であります。而して憲法は統治の方法を定むる規定でありますから、我國にては當然天皇が之を定めらるべき筋合であります。從て議會に付議する必要は更にない、それですから純然たる欽定憲法が出来ると次第であります。斯う云ふ譯でありますから、唯偶然欽定憲法が出来たやうに考へては非常な間違ひである、我國體の結果欽定憲法が出来たと云ふことを能く留意しなければならぬのであります、一寸話が横に外れますが、從來往々憲法の解釋に付て議論が起つた事がある、第三回議會のときに、衆議院が豫算を決議致しまして貴族院に廻した處、貴族院に於て衆議院で削つた豫算の一部を復活し、更に衆議院に廻した、所が衆議院に於て貴族院は豫算を修正する權限が無いと云ふので夫を突返した、其所で貴族院は已むを得ず上奏致しまして、貴族院はさう云ふ豫算修正の議決権があるかないかと云ふことに付て御裁定を仰ぐことになつた次第であります。然るに明治天皇は樞密院に御諮詢になり其答奏の意見を御採用遊ばされ、貴族院に於

ても豫算の修正権があると云ふことに御裁定なされた次第であります。其以後それが例になりました、衆議院に於て決議した豫算に對しまして、貴族院に於ても其修正を加へる事が出来ると云ふ事になつて、修正を加へた例は幾度もあります。さう云ふ次第でありまして、憲法の解釋に付て疑義があつた時に、其解釋に付て勅裁を仰いで居るのである、所が或る人は憲法の解釋は政府と、議會と兩方が一致して宜しいと云ふ事になれば、諸官廳、裁判所、總て之に服従すべきものであつて、單に欽定憲法であるから天皇が最高の解釋權を持つて居られると云ふ事はないのである、即ち天皇が憲法に對して有權的解釋を爲すべきものであると云ふ事ではないのである、欽定憲法と云ふ事は天皇が制定せられたと云ふだけの事で、天皇が制定せられても、もつて出來上つた以上は天皇御一人のものでないのである、だからして欽定憲法であるから天皇が有權的解釋を有つて居られると云ふ考へは間違つて居るのである、行政部の政府と、立法部の議會との共同意見で之を解釋すべきものだ、言葉を換へて言へば憲

法の解釋は法律を以てすべきものだ、法律に依つて憲法の解釋は定まるべきものでありと説くのであります。それは欽定憲法と云ふことを十分に理解して居ない結果であります。欽定憲法が何故日本に於て出來たのであるか、それは日本の國體の結果であると申すのは、日本に於ては憲法第一條にあります通り「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」でありまして、天皇が統治者で御在でになる、其統治者が是までと異なつた方法で政治をしやう、今迄は專制政治であつたのを今度は立憲政治にしやうと云ふことを御考へになりました、それを改められることは當然出來得る事柄である、そこで統治者が憲法を制定し、將來は斯う云ふ風に政治を行ふと云ふことを定められる事になつた次第で、それが帝國憲法で、之に基いて我國が立憲政治を行つて居る、斯う云ふ次第でありますから、我日本に於ては統治者たる天皇が制定される憲法は、欽定憲法であるべき筋合で、又之につき疑問の起つたときは天皇が御決裁になるべきは勿論のことであります。尤も憲法に於て其解釋方法につき別段の規定があれば兎も

角もありませんが、我帝國憲法には別段の規定が無いのであります。所が若し君主の地位が先程申したやうな共和國の大統領と同じ地位の者であるならば、其君主が自分だけの判断を以て國の政治の方法を勝手に變更することは出来ない、國民の代表者の意見を少くとも聽かなければ政治の仕方を變へることは出来ない譯で、其點は同じからざる次第である、更に進んで國の元首が國家の機關なりや否やの點に付て考へて見まするに、共和國に於て大統領が其國の最高機關である事は言ふ迄もない事である、然るに學者中には君主を戴いて居る國に於ても、君主は之と同様に國家の機關であるから、天皇は機關として我が國家を統治せられるのであると説明する人があるのです。機關と云ふ言葉は普通或る他のもの、爲に働くものであると云ふ意味に取るのであります。例へば會社の役員は會社の爲に働くと云ふ意味に於て、其會社の役員は會社の機關と云ふことになるのであります。他の者の爲に働くと云ふことが機關の特徴でありまして、其機關の中には單に他の手足となつて働くものもあれば、又他の

もの、意思を作成する主要なる機關もあるのであります。併し日本の天皇は、之を日本國家の機關なりと見る事は出来ないであります。我國にては天皇と國家とは離るべからざる關係にして、皇室が國家の中心である、若し國家を有機體として考ふるときは、天皇は其脳髓であらせらるゝのである、故に天皇の意思即國家の意思にして、天皇と國家とを分離して考ふる事が出来ないのである。天皇を國家の機關なりと説くは之、天皇と國家とを分離して考ふるもので誤りである、若し君主を機關とすれば、其機關を如何に變更しても國家の同一性を失はない事になる、併し我日本に於ては天皇は國家と離るべからざる關係にして、絶対に皇室は國家の中心たるべきものなるを以て、天皇を我國家の機關と考ふる事はどうしても出来ないのであります。隣國支那に於て王朝が幾度變つても、亦王朝が亡びて共和政治となり、國の帝王が大總統となつても、國家としての同一性を失はない佛國に於て王朝が幾度も代はり又王政が帝政となり、又王政若くは帝政が共和政治と爲つても、佛國の國家としての同一性を失は

ないのである、それで歐洲大戦争前後に歐羅巴に於て、今迄君主を戴いて居た國が共和國になつた例が少くない、例へば葡萄牙の如きは戦争の起る四年前即ち一、八一〇年に共和政治になつた、それから露西亞は一、九一七年獨逸、澳地利等は歐洲大戦の終りました一、九一八年に共和政治になつたと云ふ次第でありまして、共和政治に變つて行く君主政の國が段々あるのであります。支那に於ては其前即ち明治四十五年に清朝が倒れまして、中華民國が出来たのである、それで或る人は心配して段々歐羅巴諸國の中で、君主を戴いて居る國が共和政治の國になるから、終ひには何所の國も皆共和政治になりはしないかと云ふ人もあつたのであります。私はそれは日本を別にして考へなければならぬと思ふのであります。我國は支那と長い間の交際で、昔から支那文化は我國に輸入され、我國學者中にも支那の文化を非常に崇拜した人も少なくなかつたのであります。それにも拘らず國體の上に於ては、支那から何等影響を受けて居らぬ、即ち我國は建國以來其國體を其儘維持し來たつて居るのである、之は不思議

議なやうであるが、建國の歴史を異にして居る結果である、國家の成立に就ては色々な説を立てる人がある、國家はどうして出来たか、或は神の意思に依つて國家は出来たものだ、或はさうでなくして國家と云ふものは征服の結果だ、詰り腕力の結果である、いや、契約の結果であると云ふやうな契約説を唱へる人もある、或は財産説を以て經濟の方面から國家の起源を説明する人もある、併し國家の起源は種々であつて一様で無いのである故に、國家は總て神の意思に依つて出来た、國家は總て契約に依つて出来た、國家は總て征服の結果だ、さう云ふ工合に考へると間違ふのである、近頃新らしく出来た國家の中で、歐洲大戦争後に出来た新興國もあるが、一、八〇〇年の前半では希臘及白耳義が獨立して國家となり、一、八〇〇年の後半ではバルカン半島に於ても新國家を生じ、又其前世紀の一、七〇〇年代の後半にては亞米利加合衆國が英國より獨立して出来た、其他古代に遡り國家興亡の成跡を見るに、國家の成立の事情は決して一様ではないのである、所謂建國の歴史は皆違ふのである、而して支那

と日本とは建國の基礎及歴史が全然違ふのである、従つて日本の國體は支那から何等影響を受けない、恰も女子を變じて男子となすことが出來ないと同じである、支那國は何十代も王朝を變へた、而して結局王朝を廢して共和政治になつたと云つても、建國以來の支那の國體に何等變りはない、支那は昔から一系の世襲の君主を戴かなければならぬと云ふ因縁を持つて居る譯ではないのでありますから、共和國と爲つても國體は同じ事だ、又歐羅巴諸國に於ても同様で、王朝が倒れて共和政治になつたからと言つても、國體に變更が有つたのではない、故に歐洲に於て君主政が倒れて共和政と爲つたときに、國體の變更が生じた様に云つたものがあつたが、之は間違ひである。國民の意向に依つて君主政にしても、共和政にしても自由に變更し得る國に於て、君主政が共和政となつても、國體の變更とならないのである、我日本國は絶對に皇祖の御系統の方が萬世一系として君臨せらるゝことを以て國體となすのでありますから、他の諸國と全然異つたる立場にあるのであります。我日本國の建國の歴史に就ては歴

史家の領分でありまして、私が喋々すべき事でないと思ふのであります、私の所見を一言いたしますと、日本國は大和民族を主にして出來た國家でありまして、所謂家族的國家の擴大されたものである、國家即ステートと云ふ言葉を日本で國家と譯しますが、家と云ふ字を入れ國を國家と譯するのは、日本に於ては決して不自然な言葉ではないのであります、日本の國家は家を擴大して出來た國家なりと考へる次第であります、要するに我國家は主として大和民族により構成せられたるものにて、皇室は此民族の宗系と云ふが如き地位にあらせらるゝのであります。雄略天皇の詔の中にはも義に於ては君臣で、情に於ては親子のやうな關係であると云ふことを仰せられ、又大正四年の御大禮のときの勅語にも義に於ては君臣、情に於ては父子の如くと云ふ事が難有くも仰せ出されてあつたのであります、或は日本の國體は忠孝一致にあるのだと唱へる人があります。夫は我君臣の關係が前述の如くでありますから、忠即ち孝、孝即ち忠が日本の國體の一方面を示すことになるのであります。茲に於て日本の皇室

と國家との關係は、極めて密接で我皇室が日本國家の中心で在らせらるゝのであります。先刻秦の始皇帝のことを一寸申しましたが、秦の始皇帝のやうに強制的に、未來永劫自分の子孫を皇帝にして戴けと言つたつてさうなるべき基礎がなければさうならない、さうなるべき因縁があつて、さうなつて來なければ決してそれが實現されるものでないであります。だから日本の皇室と國家との關係についても、建國の基礎及其歴史が外の國と違ふから、永久離るべからざるものである、そこで憲法第一條で、明記する如く「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」となるのである。歐羅巴、亞米利加の學者は日本建國の歴史を十分に究めて居ないから、日本の國體を説明するには歐米學者の國家に關する意見は何等參考にならないのである、それを日本の人の中に歐羅巴、亞米利加の學者は國家に就て斯う言つて居る、だから日本の國家も斯う解せなくちやならぬ、或は國體と云ふものを國家學上無意義なことであると云ふ人があるのは慨嘆すべき事である、夫故に我國の國體たる皇室と國家との關係に

つては、我日本國の建國の基礎及歴史を研究して見て行かなければならぬのであります。唯單に他國の學者の説を引いて日本の國體を論じ、國體の結果たる帝國憲法を解釋するのは非常な間違ひを生ずる虞れがあるのであります。所が公法學者の中には斯う云ふ人がある、日本も國家の一つである、日本も國家の一つであると云ふ以上は、國家の定義に嵌らなくちやならぬ、歐羅巴の學者の國家に關する見解は、國家は一の法人にして君主は國家の機關と見るのである、其點に於ては、各國皆共通である、從て日本の皇室と、日本の國家との關係も斯の如くならざるべからずと説くのである、其説明に従へば國家の元首に關する特色は無くなり、國體も意味を爲さない事になるのである、併しそれは間違ひである、又日本の國體の結果帝國憲法が出来たのでありますから、憲法を解釋するに當つて、先づ第一に憲法中の國體に關する規定は絶対に之を變更することが出來ないことを注意すべきである、憲法第七十三條に將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときには、斯う云ふ手続きを履まなければなら

ぬと云ふことが規定されて居るのであるが、若し之を誤解して、憲法第七十三條の規定に依れば、帝國憲法中の何れの條項でも改正變更が出来るのであると思つては非常な間違ひである、先づ第一に憲法第一條を考へて見る、憲法第一條は日本の國體に關する重要な規定である、第七十三條の規定に依れば第一條も變更が出来ると思へては大變な話である、憲法の中には國體に關する規定と、國體に關係の無い規定とある、國體に關係の有る規定は憲法を以て絶対に動すことは出来ない、日本の憲法と天皇の關係に付ては先程申したやうな譯で、天皇が統治者で御在りになつて、其統治權で憲法を作られたのでありますから、憲法は天皇に依つて定められたのである、白耳義のやうに憲法に依つて君主を設けたと云ふやうな關係ではない、だから憲法に依つて何れの條文でも變更が出来ると思ふては非常な間違ひである、憲法中國體に關する規定には觸るゝことが出来ない譯である、若し憲法に依つて國體を動すことが出来ると思ふれば、所謂末を以て本を推すと云ふ事になりますから、憲法中の國體に關する規定は

第七十三條の規定に依つても絶対に改正することが出来ないものと謂はなければならぬのであります。第一條以外に於ても、第二條の「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」も國體に關する規定であります。其皇男子孫と皇室典範の第一條の「祖宗の皇統ニシテ男系ノ男子」とあると同一義にして、此資格を皇位繼承の要件と爲したるは皇位が萬世一系たること、同じく國體に關する規定であります、又第三條の天皇の神聖なることの規定、第四條の天皇の統治權の總攬者たることの規定も、同じく國體に關する規定でありまして、此等の條項は之を改むる事は絶対に出来ないであります。要するに憲法中國體に關する條項は、第七十三條の規定に依るも絶対に改正する事が出来ないものと考へなければならぬのであります。尙ほ帝國憲法の中に於て我國體の關係上、外の國の憲法と異なる特別な規定があるのであります。先づ第一に今申した憲法第二條に於て「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ」と明記してあるのであります、皇室典範の文字が其所に出て居ります。第十七條に於ても

皇室典範の文字が出て居る、而して皇室に關することは皇室典範を以て特に定めると云ふことは我國の國體の結果であります。若し日本の天皇の地位が先程から申した民主國の元首、例へば白耳義の國王と同じやうなものであると云ふことになりますると、皇室の規定を憲法以外に於て別に定めることは意味を爲さないことになる、所が日本に於ては皇室は國家と離るべからざる關係で、而かも國家の中心を爲して居られるが故に、皇室に關して憲法以外に特別な規定を設けると云ふことが必要なことになるのである、而して憲法以外に特別な規定を設ける主旨は議會の議決に付しないやうにする爲めであり、即皇室に關することを議會に於て彼是れ論議せしめない爲めである、そこで憲法と相並んで根本規定たる皇室典範を設くる事と爲し、而して憲法第七十四條には「皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス」と規定した次第であります。伊藤公の皇室典範の義解に「蓋シ皇室ノ家法ハ祖宗ニ承ケ子孫ニ傳フ既ニ君主ノ任意ニ製作スル所ニ非ス又臣民ノ敢テ干渉スル所ニ在ラサルナリ」と説明し

て居るのであります。然れども國家の權力が國民全體に屬し、國民の意向に依り自由に君主の廢立を爲し得る國に於ては、皇位繼承に關することも議會に於て之を論定し得べく、從て其規定は憲法中に於て之を定むること當然なる次第であります。日本に於ては之と異り、皇室に關する事は皇室の自治に委かす主旨でありますから、皇室典範に基づく諸規則も之を皇室會と名づけ法律勅令と區別して、宮内大臣が副署して之を公布するのであります。只國務大臣の職務に關する場合に限り、國務大臣が宮内大臣と共に副署するのであります。尙帝國憲法に天皇大權のことを明定し、大權事項は天皇の獨裁を必要とし、議會の協贊を要する立法事項と明かに區別し、立法手續を以て大權事項を定むることを得ざるものと爲したるは、我憲法の特色にしてまた我國體より生じたる結果であります。又外國の憲法と類似の條文であつても異つて居る點を注意すべきである、例へば憲法第五條に於て「天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ」と云ふことが規定されて居るのであります。往々議會が立法機關で立法するの

だと云ふ風に大雑把に考へる人がありますが、亞米利加とか佛蘭西とか云ふ國に於ては、無論議會の決議で以て法律が出来ることが明かでありまして、大統領は法律の制定に對しては何等の職權も持たない譯であります。議會が決議すれば法律が出来、唯大統領は其再議を求めることが出来るだけである、英國でも殆ど議會の規定に依つて法律が出来るのであつて、君主の裁可權は實際有名無實となつて居ります。所が日本に於ては憲法の第五條に「天皇ハ立法權ヲ行フ」と明記してあつて、唯立法權を行はれるに付ては議會の協賛を経なければならぬと云ふことを規定してあるのであります。天皇は主權者として國を統治せらるゝのであるから、斯の如く憲法に明規した次第であるのである、最一つ憲法第十三條について一言したいと思ひます、本條は條約に關する規定で、條約は人民の權利義務に關係することが多いのであります。故に外の國に於ては條約は議會の決議を経なければならぬことになつて居る、亞米利加では下院の決議は經ないことになつて居りますが、それでも上院の決議は三分の二以

上の多數を得なければならぬことになつて居る、それは人民の權利義務に關係する事が尠からぬのでありますから、議會の決議を経なければならぬと云ふことになつて居るのであります。然るに我帝國憲法第十三條に於ては「天皇ハ諸般ノ條約ヲ締結ス」と書いてありまして、どんな條約であつても無條件に之を天皇が締結される、條約の内容がたとひ人民の權利義務に關係する立法事項であつても、總て人民は其條約に従はなければならぬと云ふことになつて居る、尙ほ其他憲法第三十四條に於て貴族院の組織は貴族院令の定むる處に依ることになつて居りまして、貴族院の組織は法律を以て定めることが出来ないものである、而して其貴族院令の言葉が第三十五條の選舉法に對する點から考へますれば、貴族院令は勅令を以て定めるの主旨なることを看取する事が出来るのであります。併しながら貴族院の獨立性を確保する爲めに、貴族院令第十三條に於て、其條項の改正増補は貴族院の議決を経べき事になつて居ります。然れども法律の如く兩院の決議を経る必要はない、是も他の國に於て其例を見ないのであ

る、上院及下院の二院を設けて居る國に於ては、總て上院及下院組織に關する事は總て議會で議することになつて居るのであります。尙ほ帝國憲法第五十六條に於て樞密顧問と云ふ天皇の最高諮問府を設けることになつて居る、即ち天皇が重大な國務について院の意見を御聽きになるのであります。斯う云ふ例も他國にない、即ち日本の樞密院に當たるものは今日何所の國に於ても見當らない、それにも拘らずそれを設けるのは、天皇が統治者として萬機を總攬せらるゝからであります。さう云ふ次第でありまして、日本の憲法の中には國體に關する規定があり、尙ほ其他直接國體に關係しなくとも、國體の結果として現れて來る規定があるのでありますから、帝國憲法を解釋するに當つては、十分に其點を考慮して解釋しなければならぬのであります。唯外國の憲法と同じやうに、我帝國憲法も立憲政治を行ふ爲に制定したものである。併し之が爲めに帝國憲法の解釋に付て疑義があれば、直ちに外國の憲法の解釋に盲從して、我國憲法も同様に解釋すれば宜しいと斯う簡單に考へては間違ひであります。屢

先刻來繰返して申上げるやうに我憲法は、我國體の結果でありますから、其根本たる我國體を考へ、それに抵觸せざる様に憲法の解釋をして行かなければならぬのであります。

尙ほ終りにも一言國體に關して注意をしたいと思ふのであります。先刻も一寸申したことでありますが、支那に於ては有徳な人を君主にすべきものと考へるのであります。必ずしも其通り實行せられて居らぬにしても、有徳な人が天命を受けて君主に成るべきものであるとして居るのであります。故に同國にては禪讓も行はれたのであり、また王侯將相何ぞ種あらんやであります。然るに我國は全然之と異り、萬世一系の皇統を奉戴する國體を有するのであります故に、支那に於ては君主も徳を失へば人民が之を放伐する事が出來ると考へるのでありますが、此の如きことは我國にては全然許されないことであります。我國御歴代の天皇は仁政を施されるから、統治者であらせらるゝものなりと考ふる人あらば、夫は非常な間違であります、萬世一系の

皇統を天皇として奉戴することは條件附でなくして絶對的であります。又歐羅巴に於ては革命權を主張する説がありますが、是は契約説から生じた説でありまして、我國體の下に於ては固より全然成立し得ない説であります、尙一應繰返して云へば、抑も我が建國の由來を考ふるに、私が此處で改めて申上げる迄もなく、皇祖天照大神が皇孫瓊々杵尊に賜はりました神勅に依つても、明なる如く我國體は萬世一系の皇統を統治者として未來永劫に奉戴する事であります。夫は天皇と國民との關係は義に於ては君臣、情に於て父子たるが爲めでありまして、夫を國家の方より見れば天皇が國家の中心であらせらるゝのであります。之我國體を皇室中心主義と表示する所以であります。而して我國の建立以來御歴世の天皇は仁政を施され、國民はまた皇室に對し極めて忠良なりしを以て君臣の關係、愈々密接、益々深厚となりしものである、併し之が爲めに仁政を施さるゝことを以て君臣たるの條件と考ふる人あらば、之は大なる間違であります。「君、君たらざれば臣、臣たらず」とは支那流の考へ方でありまして、

我國體と全然反する考へ方であります。要するに我國體は絶對的でありまして、全然條件付では無いのであります。もう時間もありませんから私の御話は是で止めて置きますが、先刻申上げましたやうに國體に關することは皆様も御承知のことでありまして、私が申すのは蛇足を加へるやうな譯で、自分も新しい事を別段申上げる積りでなく、當然の事を申上げたに過ぎないのであります。唯世間に往々憲法に關して私共と考への違つた人がありまして、私共から言ひますと、どうも日本の國體を十分了解せられない、或は日本の歴史の研究を十分せられないのぢやないかと思ふことがあるのでありまして、其誤解を防ぐ意味を以て申上げたやうな次第であります。御參考になれば私の幸ひとする所であります。

313
969

昭和二年九月一日印刷
昭和二年九月三日發行

教化團體聯合會

【定價金七錢】

東京市麴町區元衛町一內務省
電話丸之內(23)自三〇〇九番
振替貯金東京七一七八二
口

發行人 佐野高藏

印刷人 杉田彌太郎

東京市麴町區八丁目

印刷所 杉田屋印刷所

電話九段(33)一一〇二番

終

